

「土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書」の添付要否チェックリスト

東広島市建築基準法施行細則第 10 条の 2 の規定による「土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書」（別記様式第 3 号の 2）については、次のすべてに該当する場合に完了検査申請書又は中間検査申請書への添付が必要です。

(チェックリスト)

- 敷地内の一部又は全部に土砂災害特別警戒区域が含まれる建築物
- 居室を有する建築物
- 四号建築物（建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号の建築物）
- 国等の建築物でない建築物（＝計画通知の対象でない建築物）
- 当該建築物に係る申請済の確認申請書又は中間検査申請書において、①令第 80 条の 3 の規定への適合に必要な図書又は②「土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書」が添付されていない建築物